

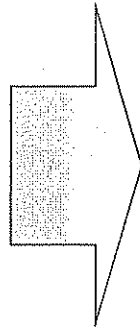
(業務効率化室)

【提案されている事務】

【研究会で検討する事務】

《市町村提案》

- 事務処理
 - ・事務用品の発注
 - ・町例規整備
 - ・障害者・精神関係事務(申請等)
 - ・障害者の雇用(庁舎・車両管理)
 - ・広報誌
 - ・監査委員(事務局)等
- 事務処理・会計
 - ・国民健康保険特別会計事業
 - ・介護保険特別会計事業等
- 対人サービス
 - ・消費者行政
 - ・福祉事務所(生活保護等)
 - ・税の徴収
 - ・バスの運行
 - ・農業委員会(許認可事務等)
 - ・学校給食
 - ・学校関係(教育、英語指導助手等)
 - ・ケアマネネットワーク会議等
- その他
 - ・地籍調査
 - ・交通安全・防犯
 - ・農地利用促進
 - ・固定資産価格評価
 - ・特産品情報発信
 - ・県外事務所駐在
 - ・営農指導
 - ・雇用対策等
 - ・有害鳥獣対策
- 財産等管理
 - ・公営住宅の管理
 - ・学校施設の管理
 - ・町管理施設の管理・運営



○早期に取り組む課題として検討している事務(日野地区の例)

《市町村間で共同》

- ・事務用品の発注
- ・障害者の雇用(庁舎・車両管理)
- ・障害者・精神関係事務(申請等)
- ・公営住宅の管理
- ・消費者行政

《市町村と県で共同》

- ・障害者の雇用(庁舎・車両管理)
- ・発達障害児への支援
- ・福祉事務所
- ・道路維持(管理・除雪)
- ・消費者行政

○今後の課題として(各地区の共通認識)

- ・税の滞納共同処理任意組織の設置
- ・国保・介護保険会計の県一本化
- ・消費者行政
- ・道路維持(管理・除雪)

《県提案》

- 事務処理
 - ・公聴制度
 - ・職員研修
- 対人サービス
 - ・税務事務(徴収・滞納整理)
 - ・発達障害児への支援
 - ・福祉事務所
 - ・消費者行政
- その他
 - ・農林業振興
 - ・移住定住対策
 - ・観光交流・振興
 - ・企業訪問
 - ・企業誘致
 - ・大規模災害時の調査
 - ・湖山池水質浄化対策
- 財産等管理
 - ・道路維持(管理・除雪)
 - ・流域下水道施設管理
 - ・港湾・漁港の維持管理

【参考】

[国の共同処理研究会資料より]

共同処理により効果が期待できる事務のメルクマール

- 1 事務の処理に係るもの
 - 事務が定型的、又裁量の余地が小さい
 - ①規模の拡大により、効率化が可能
 - ・入札・契約・物品調達
 - ・国保・介護保険(事務)
 - ・国土調査(地籍調査)・各種調査・統計
 - ②専門性が高く、一定の規模が必要
 - ・税務(特に滞納整理、固定資産評価)
 - ・電算システム・土木(設計・積算・検査)
 - ・県からの移譲事務など
 - ③客観性・独立性が必要
 - ・監査委員事務局
 - ・介護認定審査会、公平委員会
 - ・情報公開審査会等
 - ・教育委員会事務局(学校教育・文化財)
 - ・選挙管理委員会事務局
 - ・農業委員会事務局
 - ・会計管理・出納
 - ・庁舎管理、公園管理、公営住宅
 - ・土木(維持管理)
 - ・生活保護など
 - ④広域で実施することが施策目達成に有効だと考えられるもの
 - ・観光振興(広域観光)
 - ・大気・水質等の環境規制、自然保護
 - ・交通対策・各種広域計画の作成など
- 2 サービスの提供に係るもの
 - 提供するサービスの内容の違いが小さい
身近にある方が望ましいが、一定の規模が必要
 - ・小学校、中学校
 - ・保健(相談・健診・健康指導等)
 - ・地域包括支援センター
 - ・消費生活センター

(注) 1 本表は、平成20年度において市町村が文化財保護事業として支出した経費のうち市町村負担額(一般財源)について調査するものであること。
〔「国指定分」とは、国が指定した文化財等(国宝、重要文化財、登録有形文化財、重要文化的景観、史跡名勝天然記念物(特別を含む)、登録記念物、重要無形文化財、重要有形・無形民俗文化財、登録有形民俗文化財、重要伝統的建造物群保存地区及び選定保存技術をいう。)に係るものをいひ、「県指定分」とは、都道府県が指定した文化財等に係るものをいひ、「市町村指定分」とは、市町村が指定した文化財等に係るものをいう。〕

なお、本表は、市町村負担額のうち一般財源を記入するものであるから、国庫補助金、道府県補助金、文化財所有者からの負担金、地方債、使用料、手数料、基金繰出金等特定財源を控除した後の額を記入すること。

- 2 本表に記載する対象経費については、別紙を参照すること。
- 3 件数については、「国指定分」は平成21年4月1日現在の指定件数を記入すること。なお、天然記念物の国指定文化財で、地域を定めずに指定されているものがある場合には、その天然記念物名を欄外に記入すること。
- 4 重要伝統的建造物群保存地区については、「県指定分」においては件数、金額とも0であるので注意すること。
- 5 文化庁調査において国指定文化財等に支出した経費として区分されている経費であっても、国指定文化財が当該市町村に所在しない場合にあっては、「国指定分」に計上せず「市町村指定分」に計上すること。

10

10